

「認可保育所等利用調整基準表」の見かた

R2 認可保育所等※利用調整基準表

※ 認可保育所等…認可保育所・認定こども園(保育機能部分)・地域型保育事業

令和2年1月1日現在

別表1

保育の必要な事由			父	母
1 就労	被雇用者・自営(中心者)	月労働時間数150H以上	100	100
		月労働時間数120H以上150H未満	90	90
		月労働時間数80H以上120H未満	85	85
		月労働時間数64H以上80H未満	80	80
	被雇用者・自営(協力者)	月労働時間数150H以上	90	90
		月労働時間数120H以上150H未満	80	80
		月労働時間数80H以上120H未満	75	75
		月労働時間数64H以上80H未満	70	70
	稼働日 が16日 未満	月労働時間数150H以上	80	80
		月労働時間数120H以上150H未満	75	75
		月労働時間数64H以上120H未満	70	70
		月労働時間数150H以上	70	70
稼働日 が20日 以上	月労働時間数150H以上	80	80	
	月労働時間数120H以上150H未満	75	75	
	月労働時間数64H以上120H未満	70	70	
	月労働時間数150H以上	60	60	
稼働日 が16日 未満	月労働時間数150H以上	60	60	
	月労働時間数120H以上150H未満	55	55	
	月労働時間数64H以上120H未満	50	50	
	月労働時間数150H以上	—	100	
2 妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで	—	100	
3 疾病・障がい	入院	入院	100	100
		常時臥床	100	100
	居宅内療養	月複数回の通院治療を要する	70	70
		上記以外の自宅療養	50	50
障がい	身体障がい1・2級、精神障がい1・2級、知的障がいA	100	100	
	聴覚障がい3級～6級	70	70	
4 介護・看護	心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難	80	80	
5 災害復旧に当たっている	病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護	70	70	
6 求職活動又は起業準備を継続的に行っている(予定含む)		50	50	
7 就学	技能習得中・在学中 月就学時間数120H以上	80	80	
8 虐待・DV	虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)	999		
9 育児休業以前に認可保育所等を利用中で、育児休業取得後も引き続き保育が必要	DV(家庭裁判所から保護命令が出された世帯等)	100		
10 前各号に類するもの	日本語習得学校へ通学中	50	50	
	就労継続支援B型 月通所時間数120H以上	80	80	
	就労継続支援B型 月通所時間数64H以上120H未満	70	70	
11 管外受託	札幌市外に居住している場合(※1)	30		

別表2

項目	指数
1 世帯類型	ひとり親家庭 120 明らかに保育の必要性が認められるが、保護者の一方の点数の決定が困難と認められる事情がある場合 70 障がい者のいる世帯 10
2 所得割額が48,600円未満の世帯 ※2	10
3 生計中心者等が「求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている」又は「大所後に求職活動を行うことを予定している」に該当し、かつ保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる世帯	20
4 a)産休明け・育休明けによる入所の場合 40 b)兄弟・姉妹が認可保育所等にすでに入所している場合 80 c)兄弟・姉妹が当該認定こども園(教育機能部分)にすでに入所している場合 60 d)産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合 100 e)兄弟同時入所申請 30	
5 DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保健の緊急性が高く特に優先が必要と保健福祉部長が認めた場合	100
6 保育士等資格保有者が札幌市に所在する認可保育所等で保育業務に従事	月労働時間数150H以上 110 月労働時間数120H以上150H未満 80 月労働時間数80H以上120H未満 50 月労働時間数64H以上80H未満 30
7 転居に伴うもの 20 認可保育所等において、受入年齢の上限に達したために転園しなければならない場合(※5・6) 400(700) 廃止となる認可保育所等からの転園 400 その他保健福祉部長が保育の継続の必要性を認めた場合 400	
8 同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合 700 ※認可外保育施設が認可保育所等に移行する際に、同一施設に継続入所する場合(※7) 700	
9 すでに認可保育所等に入所している児童が児童相談所における一時保護等の対象となり退所した場合で、一時保護等の解除から1ヶ月以内に再入所を希望する場合 700	

【別表1】
※1 「1 管外受託」の項目は原則この項目以外の加算は行わないが、入所する施設の認可保育所等への移行時に別表2の「8」の項目を加算する。
なお、札幌市に所在する認可保育所等(※1)に従事する保護者がいる場合においては、この項目によらず札幌市に居住するものとみなし加算する。
【別表2】
※2 生活保護受給世帯を除く
※3 a～dは重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算する。また、b～dとeの双方に該当する場合はb～dを優先し、eは加算しない。
※4 事業所内保育事業所の従業員等を利用する場合においては、当該項目は加算せず、新申請として評価する。ただし別表1の「9」の項目は適用可。
※5 「乳児園」からの転園は児童が1歳10か月に達した時点から、地域型保育事業及び「3号定員しか受入のない認可保育所」からの転園は、児童が満3歳に達した時点から適用する。ただし3号定員しか受入のない認可保育所に満3歳に到達してから入園した場合は、次年度の年度当初の利用調整から適用する。
認可保育所等(地域型保育事業を除く)が「連携施設(受入機能を持つものに限る)」になっていて、当該連携施設が第一希望である場合は、700点とする(続けて2希望以下に他の連携施設を希望する場合も700点とする)。
※6 700点の項目が加算される場合、加算のない児童に対しては評価点に必ず優先する。更に、連携施設としての受入枠分の調整については、連携施設からの転園を希望する児童を、その他の児童よりも優先する。
※7 移行する日の前日(認可外保育施設として運営する最終日)に在籍している児童について、当該施設での入所継続を第一希望とした場合にのみ適用する(事業所内保育事業の従業員に在籍している場合は除く)。

別表3

別表3は次の表に記載する順に優先する。

1	当該希望園に、兄弟・姉妹がすでに入所している
2	兄弟・姉妹がすでに入所している
3	所得割額が低い世帯
4	均等割額が低い世帯
5	ひとり親世帯または障がい者同居世帯
6	申請児童が障がい児
7	多子世帯
8	核家族世帯
9	世帯の状況から総合的に判断

【別表1】 認可保育所等の申込を行う子の父・母について、それぞれ当てはまる保育の必要な事由・時間ごとに決められた基準にもとづき評価します。

なお、別表1で評価できる項目は父・母それぞれ一つずつです。一人の保護者に対し、二つ以上の項目で加点することはできません。

評価点の例

・父は、月20日以上、150H以上就労している。
・母は、月20日以上、80H以上120H未満の就労をしながら、病院等の付添い介護を行っている。

※ 母に対し、「就労」と「介護・看護」の二つの項目で評価することはできません。

このため、二つの項目を比べて評価の高い方の項目一つで評価します。
父：月20日以上、労働時間数150H以上の就労 (100点)
母：月20日以上、労働時間数80H以上120H未満の就労 (85点)
⇒ 合計185点となります。

【別表2】 別表1で評価したほかに、世帯の状況で当てはまる項目がある場合は、別表2により加点を行います。

別表2については、一部項目を除いて重複して加点することができます。

加点の例.01

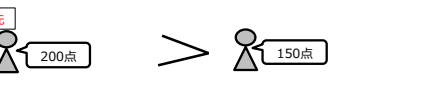
・所得割額が48,600円未満(10点)
・兄弟同時入所申請 (30点) ⇒ 加点の合計が40点となります。

加点の例.02

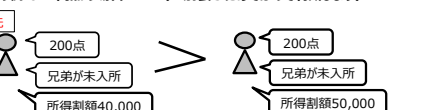
・産休明け・育休明けの入所 (40点)
・兄弟同時入所申請 (30点) ⇒ 加点の合計が70点となります。
なお、項目4に関しては重複して加点できる場合、できない場合に分かれますので、注意事項※3を確認ください。

【別表3】 別表1、別表2より評価した結果、下記ケース2のように同点となった場合には、別表3で優先順位をつけます。

優先の例.01 同点ではない場合(…点数の高い児童を優先します)



優先の例.02 同点の場合(…別表3にあてはめて判断します)



※ 札幌市外に住みながら、札幌市の施設を利用したい場合(広域入所)は、父・母の保育の必要とする理由に関わらず、評価点は一律30点となります。

※ なお、現在札幌市外に住んでいても、利用希望日時で札幌市への転入を予定している場合の申込は、札幌市民と同じく、父・母の保育を必要とする理由により評価点となります。

(注意1)
「認可保育所等利用調整基準表」については毎年度更新するため、令和3年度以降に入園を希望される場合は内容が異なる可能性がありますのでご承知おください。

(注意2)
認可保育所等の利用の申込みやご相談は、お住まいの区の健康・子ども課 子ども家庭福祉係で受付します。
ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

中央区	南3西11	511-7224	豊平区	平岸6-10	822-2473
北区	北25西6	757-2563	清田区	平岡1-1	889-2051
東区	北10東7	711-3214	南区	真駒内幸町1	522-5780
白石区	南郷通1南	861-0336	西区	琴似2-7	621-4242
厚別区	厚別中央1-5	895-2499	手稲区	前田1-11	688-8597